

## 第 2 回検討委員会までの主な論点と課題

## ＜景観の保全上の論点と課題＞

論点	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模太陽光発電施設を、あえて国立公園内に設置する必要はないのではないか。</li> <li>・敷地面積の大きい太陽光発電施設は「自然公園内の展望地から眺望されるおそれ」がある一方で、定量的な基準を設けるのが難しい面がある。</li> <li>・国立公園・国定公園において、利用者がどのように景観を認識し、それに対してどのように行動するかという観点を整理する必要がある。</li> <li>・用途終了後の太陽光発電施設が放置されることで、風致上の懸念を生じさせる恐れがあり、対策を検討しておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要自然地域としての認識を踏まえた対応を検討する必要がある。</li> <li>・大規模太陽光発電施設は面積が広大なため、自然公園内の展望地からの眺望を阻害するおそれがある。</li> <li>・景観の特性上、定量的な基準のみに依存するのは難しい面がある。</li> <li>・公園利用者が大規模施設としての景観をどのように認識するかという観点も含め基準を整理する必要がある。</li> <li>・発電施設としての用途を終えたのちに、撤去等の適切な措置が行われず、大規模な施設を放置されることで、風致上の懸念を生じさせる恐れがあり、対策を検討しておく必要がある。</li> </ul>

## ＜生物多様性（動植物・生態系）の保全上の論点と課題＞

論点	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・草地生態系や、内陸的な気候下に成立する生態系等への偏向的な影響が生じることが懸念される。</li> <li>・森林の伐採を伴う事業では、景観や自然環境への影響が懸念される。</li> <li>・大面積に植生がなくなることにより、水循環への影響や土壌流出等が懸念されるのでは。</li> <li>・大規模な太陽光発電施設の設置による生物多様性への影響という観点では知見が未熟である。</li> <li>・土地の履歴に応じた対応が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電は、特定の自然環境（日照や植生条件等）に影響が集中する可能性があり、特に草地環境等への影響について配慮が必要である。</li> <li>・樹林地においては、抜開面積が広大となり自然環境への影響が大きいことから、対応方針を明確化する必要がある。</li> <li>・土地の改変による影響に留意が必要である。</li> <li>・太陽光発電事業による生物多様性への影響という観点からの知見は少ない。</li> <li>・改変跡地など土地利用の履歴等を考慮した立地選定や事業計画が必要である。</li> </ul>

<その他の論点と課題>

論点	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や行政への説明が行われる機会がない。</li> <li>・事業者が適切に事業を進めるにあたって、どうしたら良いかがはっきり分かるルールが必要。</li> <li>・個別案件で環境配慮をしていますが、複数の事業が重なることで影響が大きくなる恐れがある。</li> <li>・土地の改変や伐採が行われると、森林等が保有する災害防止や炭素固定等の多面的機能の低下の恐れがある。【再掲】</li> <li>・比較的大規模な太陽光発電施設であっても地産地消型か売電型かで分けて検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が事前に地元説明会等の機会を持つ義務はなく、軋轢を生ずることがある。</li> <li>・事業ごとには環境配慮ができて、複数の事業が集中する場合に全体としては大きな影響を生じる可能性がある。</li> <li>・土地の改変や伐採が行われると、森林等が保有している災害防止機能や炭素固定の機能等の多面的な機能を低下させる恐れがある。 (・電力制度や発電施設の実態を踏まえつつ検討することが必要。)</li> </ul>